

令和5年八幡市議会第4回定例会  
請 願 文 書 表

受理年月日	令和5年12月4日	受理番号	第5号
請願者 住所・氏名	京都府八幡市欽明台西27-5 竹崎雄一 他399名		
件名	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書提出に関する請願書		
紹介議員	岡本美徳		

請願趣旨

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・ 加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる（日本国憲法が侵害され、日本国民の基本的な人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす）
- ・ WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第18条に「誤報、偽情報、虚偽のニュースに対抗する。」という文言があり、WHOや政府の公的見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見、表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。よって、国におかれては、

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること

上記の3点の事項を実施するよう、国に対して意見書を提出してください。

請願項目

1. 国に対して、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を提出してください。

\*別添資料「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）」

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・ 加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる
- ・ WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第18条に「誤報、偽情報、虚偽のニュースに対抗する。」という文言があり、WHOや政府の公的見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見、表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

八幡市議会議長